

別記 3

リスク・責任分担表

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			市	指定 管理者
法令等変更		指定管理者制度に係る法令等の改正等による経費の増加及び収入の減少	○	
		上記以外の法令等の改正等による経費の増加及び収入の減少	両者協議	
		消費税その他税制の変更に伴う指定管理料の増減	○	
許認可		事業の実施に当たって市が取得すべき許認可等が取得・更新されない又は遅延したことによる費用及び損害	○	
		事業の実施に当たって指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されない又は遅延したことによる費用及び損害		○
第三者賠償		施設の設置瑕疵その他市の帰責事由等により第三者に与えた損害（損害補償に係る費用を含む。）	○	
		施設の管理瑕疵その他指定管理者の帰責事由等により第三者に与えた損害（損害補償に係る費用を含む。）		○
		上記以外の理由により第三者に与えた損害（損害補償に係る費用を含む。）	両者協議	
管理運営業務 の変更・中止等		市の指示や議会の不承認のほか、市の帰責事由に基づく管理運営業務の変更・中止・延期に伴う経費の増加、収入の減少及び損害	○	
		指定管理者の帰責事由に基づく管理運営業務の変更・中止・延期に伴う経費の増加、収入の減少及び損害		○
		上記以外の理由（自然災害や第三者による要因等の不可抗力）に基づく管理運営業務の変更・中止・延期に伴う経費の増加、収入の減少及び損害	両者協議	
施設等損害		市の帰責事由により被った施設・設備・備品の損害	○	
		指定管理者の帰責事由により被った施設・設備・備品の損害		○
		上記以外の理由（自然災害や第三者による要因等の不可抗力）により被った市が所有する施設・設備・備品の損害	○	
		上記以外の理由（自然災害や第三者による要因等の不可抗力）により被った指定管理者が所有する施設・設備・備品の損害		○
施設等修繕		1件当たりの修繕費用が50万円を超えない施設・設備の修繕（経年劣化の場合も含む。）		○
		上記以外の修繕	両者協議	
備品	修繕	1件当たりの修繕費用が10万円を超えない備品の修繕（経年劣化の場合も含む。）		○
		上記以外の修繕	両者協議	
	更新	1件当たりの修繕費用が20万円を超えない備品の更新（経年劣化の場合も含む。）		○
		上記以外の修繕	両者協議	
性能		管理運営業務の内容が市の要求水準に達しないことに伴う経費の増加、収入の減少及び損害		○
物価・金利変動		物価変動や金利変動に伴う経費の増加及び収入の減少		○
		急激な物価変動や金利変動により管理運営業務の継続が困難となる場合における経費の増加及び収入の減少	両者協議	
需要変動		利用者数などの需要変動による収入の減少		○
		募集時の想定を超える外的要因に基づく大規模な需要変動により管理運営業務の継続が困難となる場合における経費の増加及び収入の減少	両者協議	
原状回復		指定期間満了時又は指定の取消し時における原状回復に係る費用		○
苦情等対応		管理運営業務に係る利用者、第三者等からの苦情又は要望に関するもの		○
		上記以外の利用者、第三者等からの苦情又は要望に関するもの	○	

備考 表に定める事項で疑義がある場合又は表に定めのない事項が生じた場合は、市と指定管理者が協議して定めるものとする。